

文教委員会資料③

1 令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第163号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例 新旧対照表

こども未来局

(令和元年11月21日)

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(家庭的保育事業者等の一般原則)	(家庭的保育事業者等の一般原則)
第7条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	第7条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 <u>次条第1項第2号</u> 、第15条第2項、第16条第1項及び第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 <u>次条第2号</u> 、第15条第2項、第16条第1項及び第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに第23条第1項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育を	第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに第23条第1項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育を

改正後	改正前
<p>いう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しない<u>こととする</u>ことができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所にお</p>	<p>いう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所にお</p>

改正後	改正前
<p>いて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p>	<p>いて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p>
<p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p>	
<p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの</u></p>	
<p>(食事の提供の特例)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p>
<p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければ</p>	<p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市</p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適</p>

改正後	改正前
<p>が適当と認めるもの（第27条に規定する家庭的保育事業者が第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p>	<p>当と認めるもの（第27条に規定する家庭的保育事業者が第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第3項において同じ。</u>）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p>
<p>第41条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>（1） 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>（2） 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>（3） 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>（4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>（連携施設に関する特例）</p>	<p>第41条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>（1） 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>（2） 子ども・子育て支援法<u>（平成24年法律第65号）</u>第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>（3） 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>（4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>（連携施設に関する特例）</p>
<p>第49条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第8条第1項第1号</u>及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>第49条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第8条第1号</u>及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第8条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>附 則 （施行期日）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日か</p>	<p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日か</p>

改正後	改正前
<p>ら施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第37条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第38条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第47条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第51条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p>	<p>ら施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第37条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第38条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第47条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第51条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業 <u>(第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u> の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p>

改正後	改正前
<p>4 家庭的保育事業者等 <u>（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u> は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第8条第1項</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第8条</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>